

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和4年12月21日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200033号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200028号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成26年12月24日、平成28年3月18日、平成28年10月14日、平成29年2月13日、平成29年10月17日、平成30年11月5日及び令和元年10月25日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の1のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者のA社における平成26年7月7日、平成26年10月22日、平成26年12月24日、平成27年10月15日、平成28年3月18日、平成28年10月14日、平成29年2月13日、平成29年10月17日及び平成30年11月5日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の2のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額(上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年7月7日
② 平成26年10月22日
③ 平成26年12月24日
④ 平成27年10月15日
⑤ 平成28年3月18日
⑥ 平成28年10月14日
⑦ 平成29年2月13日
⑧ 平成29年10月17日
⑨ 平成30年11月5日
⑩ 令和元年10月25日

A社から支払われた請求期間①から⑩までの賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。

請求期間①から⑩までについて、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間③及び⑤から⑩までについて、オンライン記録に標準賞与額は記録されていないものの、請求者から提出された賞与明細書の写し（以下「賞与明細書」という。）及びA社から提出された所得税源泉徴収簿の写し（以下「源泉徴収簿」という。）並びに賞与の振込口座に係る普通預金元帳の写し（以下「普通預金元帳」という。）によると、請求者は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認又は推認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該事業所における請求期間③及び⑤から⑩までの標準賞与額については、賞与明細書及び源泉徴収簿並びに普通預金元帳により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の1のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間③及び⑤から⑩までに支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したが、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間③及び⑤から⑨までについて、賞与明細書及び源泉徴収簿によると、請求者は、当該事業所から上記第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額を上回る賞与の支払を受けていたことが確認できる。

さらに、請求期間①、②及び④について、賞与明細書によると、請求者は、当該事業所から賞与の支払を受けていたものの、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求者の請求期間①から⑨までに係る標準賞与額については、厚生年金特例法による訂正は認められないものの（請求期間③及び⑤から⑨までについては、上記第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額を除く。）、賞与明細書及び源泉徴収簿により確認できる請求者の賞与額から、別表の2のとおりとすることが必要である。

なお、請求期間①から⑨までの訂正後の標準賞与額（上記第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200033号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200028号

【標準賞与額に係る訂正】

		1	2
訂正期間	訂正前の標準賞与額	厚生年金特例法による 訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法第75条 本文による訂正後の 標準賞与額
平成26年7月7日	記録なし	—	5万円
平成26年10月22日		—	5万円
平成26年12月24日		10万2,000円	13万円
平成27年10月15日		—	5万円
平成28年3月18日		3万9,000円	5万円
平成28年10月14日		3万8,000円	5万円
平成29年2月13日		7万5,000円	10万円
平成29年10月17日		3万8,000円	5万円
平成30年11月5日		3万8,000円	5万円
令和元年10月25日		3万8,000円	—

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200058号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200029号

第1 結論

請求者のA社における平成15年9月12日、平成15年12月15日、平成16年3月19日、平成16年6月14日、平成16年10月22日、平成16年12月15日、平成17年6月15日、平成17年10月11日、平成17年12月15日、平成18年6月29日、平成18年10月18日及び平成18年12月13日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年9月12日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年3月19日
④ 平成16年6月14日
⑤ 平成16年10月22日
⑥ 平成16年12月15日
⑦ 平成17年6月15日
⑧ 平成17年10月11日
⑨ 平成17年12月15日
⑩ 平成18年6月29日
⑪ 平成18年10月18日
⑫ 平成18年12月13日

A社から支払われた請求期間①から⑫までの賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。

請求期間①から⑫までについて、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑫までについて、オンライン記録に標準賞与額は記録されていないものの、請求者から提出された預金通帳の写し及び同僚が所持する賞与明細書によると、請求者は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該事業所における請求期間①から⑫までの標準賞与額については、請求者から提出された預金通帳の写し及び同僚が所持する賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑫までに支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200058号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200029号

【標準賞与額に係る訂正】

訂正期間	訂正前の標準賞与額	厚生年金特例法による 訂正後の標準賞与額
平成15年9月12日	記録なし	3,000円
平成15年12月15日		1万2,000円
平成16年3月19日		3,000円
平成16年6月14日		10万円
平成16年10月22日		7万8,000円
平成16年12月15日		16万6,000円
平成17年6月15日		12万7,000円
平成17年10月11日		9万6,000円
平成17年12月15日		23万8,000円
平成18年6月29日		12万4,000円
平成18年10月18日		4万7,000円
平成18年12月13日		23万2,000円